

第9期介護保険事業計画期間の第1号被保険者の介護保険料等について

第9期広島市高齢者施策推進プランの中間取りまとめ以降に明らかになった介護報酬改定の影響等を反映し、最終的な保険給付費等を見込むとともに、公費負担の一部の変更を踏まえて、保険料（基準額）を算定した。

1 保険給付費等の変更

(1) 介護報酬改定の影響

国が示した令和6年度介護報酬改定率+1.59%等の影響を反映した。

(2) 地域支援事業費の精査

各事業の実施状況等を踏まえ、事業費を精査した。

(3) 変更後の保険給付費等の見込み

(1)、(2)を踏まえて再計算した結果、最終的な保険給付費等の見込額（3年間合計）は、中間とりまとめで示した金額（介護報酬の改定等を見込む前の金額 概算で3,226億円）から53億円増加し、概算で3,279億円となる。

区 分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合 計
保 険 給 付 費	992億 500万円	1,017億4,300万円	1,048億5,600万円	3,058億 400万円
居 宅 サ ー ビ ス	684億2,900万円	708億1,800万円	733億8,000万円	2,126億2,700万円
施 設 サ ー ビ ス	265億 400万円	265億3,700万円	269億6,800万円	800億 900万円
特定入所者介護サービス	18億8,000万円	19億3,100万円	19億8,400万円	57億9,500万円
高額介護サービス費等	23億9,200万円	24億5,700万円	25億2,400万円	73億7,300万円
地 域 支 援 事 業 費	71億9,100万円	73億9,300万円	75億1,200万円	220億9,600万円
介護予防・日常生活支援 総 合 事 業 費	46億6,900万円	48億2,900万円	49億2,900万円	144億2,700万円
包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	25億2,200万円	25億6,400万円	25億8,300万円	76億6,900万円
合 計	1,063億9,600万円	1,091億3,600万円	1,123億6,800万円	3,279億円

2 公費負担額の変更

(1) 保険者機能強化推進交付金等の充当見込額の算定

国の令和6年度予算案が閣議決定されたことを受け、保険者機能強化推進交付金（※1）等が交付される見込みであることから、過去の交付実績等を踏まえ、第9期計画期間中の交付見込額を地域支援事業費へ充当することとした。

（中間とりまとめでの見込額） 0円 → （変更後）6億円

※1 自立支援・重度化防止等に関する取組を促進するための国の交付金で、地域支援事業に充当し、保険料の軽減につなげることも可能。

(2) 調整交付金交付見込額の変更

国からの調整交付金（※2）について、国が再計算した結果、3年間の交付見込額が2億7,000万円増額された。

（中間とりまとめでの見込額）123億7,600万円 → （変更後）126億4,600万円

※2 各市町村間の保険料（基準額）の格差を是正するための交付金。85歳以上又は75歳以上の高齢者が高い市町村や保険料所得段階の低い人の割合が高い市町村に多く交付。

3 保険料（基準月額）（案）

区分	第8期 （現行）	第9期		
		（案）	改定増額	改定率
保険料 （基準月額）	6,250円	6,400円 [6,350~6,450円程度]	+150円 [+100~200円程度]	+2.4%

※ [] 内は「第9期広島市高齢者施策推進プラン中間とりまとめ」で示した金額

4 保険料（割合）（案）

基準月額（第5段階：1.0）に対する各段階の保険料割合について、第1段階から第3段階までは第9期計画期間における国の標準的な割合に準ずることとしていたため、国の決定に伴い、第1段階及び第2段階の割合を変更することとした。

区分	所得段階	公費による 保険料軽減措置	第8期 （現行）	第9期	
				中間とりまとめ	（案）
保険料割合	第1段階	前	0.5	0.445	0.455
		後	0.3	0.275	0.285
	第2段階	前	0.75	0.68	0.685
		後	0.5	0.48	0.485

〔第8期及び第9期計画期間における保険料比較〕

区 分		第8期計画期間			第9期計画期間		
要 件		所得段階	割合	保険料月額	所得段階	割合	保険料月額
世帯全員が 市民税非課税	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者、老齢福祉年金受給者 本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円以下	第1段階	0.3 (0.5)	1,875円 (3,125円)	第1段階	<u>0.285</u> (0.455)	<u>1,824円</u> (2,912円)
	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円超 120万円以下	第2段階	0.5 (0.75)	3,125円 (4,688円)	第2段階	<u>0.485</u> (0.685)	<u>3,104円</u> (4,384円)
	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 120万円超	第3段階	0.7 (0.75)	4,375円 (4,688円)	第3段階	<u>0.685</u> (0.69)	<u>4,384円</u> (4,416円)
(本人が市民税非課税 に課税者あり)	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円以下	第4段階	0.85	5,313円	第4段階	0.85	<u>5,440円</u>
	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円超	第5段階	1.0	6,250円	第5段階	1.0	<u>6,400円</u>
本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額 125万円以下	第6段階	1.1	6,875円	第6段階	1.1	<u>7,040円</u>
	本人の前年の合計所得金額 125万円超 200万円未満	第7段階	1.25	7,813円	第7段階	1.25	<u>8,000円</u>
	本人の前年の合計所得金額 200万円以上 300万円未満	第8段階	1.5	9,375円	第8段階	1.5	<u>9,600円</u>
	本人の前年の合計所得金額 300万円以上 400万円未満	第9段階	1.7	10,625円	第9段階	1.7	<u>10,880円</u>
	本人の前年の合計所得金額 400万円以上 <u>500万円未満</u>	第10段階	1.85	11,563円	第10段階	<u>1.9</u>	<u>12,160円</u>
	本人の前年の合計所得金額 500万円以上 600万円未満				第11段階	<u>2.1</u>	<u>13,440円</u>
	本人の前年の合計所得金額 600万円以上 <u>700万円未満</u>	第11段階	2.05	12,813円	第12段階	<u>2.3</u>	<u>14,720円</u>
	本人の前年の合計所得金額 700万円以上 <u>800万円未満</u>				第13段階	<u>2.4</u>	<u>15,360円</u>
	本人の前年の合計所得金額 800万円以上 1,000万円未満	第12段階	2.25	14,063円	第14段階	<u>2.5</u>	<u>16,000円</u>
	本人の前年の合計所得金額 1,000万円以上 <u>1,500万円未満</u>	第13段階	2.45	15,313円	第15段階	<u>2.6</u>	<u>16,640円</u>
	本人の前年の合計所得金額 1,500万円以上 <u>2,000万円未満</u>				第16段階	<u>2.7</u>	<u>17,280円</u>
	本人の前年の合計所得金額 <u>2,000万円以上</u>				第17段階	<u>2.8</u>	<u>17,920円</u>

※1 下線部は、第8期から第9期への変更部分です。

※2 割合とは、基準月額（第5段階：1.0）に対する各段階の保険料割合です。

※3 第1段階から第3段階までの下段（ ）書きは、公費による保険料軽減措置前の割合及び保険料月額です。

※4 第8期の保険料の算定に使用する「その他の合計所得金額」は、給与所得が含まれており、所得金額調整控除の適用がない場合、その金額から10万円控除した額となります。また、所得金額調整控除の適用がある場合は、当該控除額を加えた額から10万円控除した額となります。

※5 第8期の保険料の算定に使用する「合計所得金額」は、給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、その合計額から10万円控除した額となります。